

# 令和7年度 俱知安町保育施設等利用のご案内



## 目次

保育所・認定こども園（保育部分）2・3号認定利用手続き・・・2ページ

俱知安町利用調整基準について・・・・・・・・・・9ページ

保育所・認定こども園（保育部分）2・3号認定保育料・・・・11ページ

認定こども園（教育部分）1号認定・・・・・・・・14ページ

施設案内・・・・・・・・・・15ページ

## 1. はじめに

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に子ども・子育て関連3法ができました。これらの法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の充実を進めていくため、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に全国の市町村で始まりました。

## 2. 施設（保育所・認定こども園等）を利用するためには「認定」が必要になります

新制度の施行に伴い保育施設等の利用にあたっては、保育の必要性の認定を受けていただくこととなります。認定の区分は、次のとおりです。認定の内容は「子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」として保護者に交付されます。

| 認定区分                   | 実施年齢 | 保育の必要性 | 利用できる施設          |
|------------------------|------|--------|------------------|
| 1号認定<br>【教育標準時間】       | 3～5歳 | なし     | 認定こども園（教育部分）     |
| 2号認定<br>【保育標準時間/保育短時間】 | 3～5歳 | あり     | 保育所、認定こども園（保育部分） |
| 3号認定<br>【保育標準時間/保育短時間】 | 0～2歳 | あり     | 保育所、認定こども園（保育部分） |

ただし、令和6年4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、1月末までに「子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」を交付します。

「子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」は、保育施設等を利用していく上で大切な書類ですので、捨てずにお手元にて保管してください。

## 3. 新年度 令和7年4月1日から利用を希望される方の

### 保育施設等申し込み受付期間

#### ◆ 令和7年4月1日のお子様の年齢によるクラスになります ◆

（0歳児クラスは入所を希望する日に生後6ヶ月以上になっているお子さんから入所申込ができます。）

| 対象施設                  | 対象クラス<br>※ | 受付期間  |
|-----------------------|------------|---|
| 俱知安町立<br>くっちゃん保育所ぬくぬく | 0～2歳       | 新規・転所：令和6年11月5日（火）～令和6年11月29日（金）<br>継続：令和6年11月1日（金）～令和6年11月15日（金） |
| 認定こども園保育部分<br>俱知安幼稚園  | 0～5歳       |   |
| 認定こども園保育部分<br>藤幼稚園    | 3～5歳       |   |
| 認定こども園保育部分<br>めぐみ幼稚園  |            |   |
| 各認定こども園<br>教育部分（1号）   | 3～5歳       | 願書配布：令和6年10月23日（水）<br>受付：令和6年11月6日（水）<br>※各認定こども園に直接申込みになります。     |

※令和7年4月1日のお子様の年齢によるクラスになります。

## 4. 保育所・認定こども園（保育部分）2・3号認定子どもの利用手続きの流れ

### 【1】入所申込書類の提出→全ての必要書類を揃えて町こども支援係へ

| 入所申請に必要な書類                | 対象  | 備考  |
|---------------------------|---|---|
| ① 子どものための教育・保育<br>給付認定申請書 | 全員必要                                      | 保育が必要な事由に応じて、「認定」を行うための申請書です。   |
| ② 保育所入所申込書                | 全員必要                                      | 保育所の利用を希望する際に必要となる申込書です。  |
| ③ 保育が必要な事由を証明する<br>書類     | 全員必要                                      | 6の「保育の必要な事由の確認証明書類等一覧」を参照   |
| ④ 保育料を決定する資料となる<br>書類     | 令和6年1月1日<br>俱知安町に住民票<br>がなかった方            | 前住所地の「令和6年度市町村民税の課税（非課税）<br>証明書」「令和6年度市町村民税特別徴収税額通知書」<br>「令和6年度市町村民税納税通知書」等の課税(非課税)<br>がわかる書類の提出をお願いします。マイナンバーの<br>提出により省略できる場合があります。   |
|                           | 令和6年度住民税<br>が未申告の方                        | 令和6年1月1日時点で住民登録があった市町村へ<br>申告をしてください。   |
|                           | 世帯に在宅障害<br>(児)がいる方                        | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、<br>特別児童扶養手当証書、障害年金証書のいずれか<br>の写しの提出してください。マイナンバーの提出により<br>省略できる場合があります。   |
|                           | 令和6年1月1日海<br>外赴任等のため日<br>本に住民票がなか<br>った場合 | 海外からの所得のみの方で、申告義務のない方は海外<br>での所得を推定できる資料等により、市町村民税相当<br>額を推計するなどして保育料を算定します。<br>「海外所得にかかる証明書兼申立書」及び令和5年1月<br>から令和5年12月迄の国外・国内での収入額が分かる書<br>類を（例：会社発行の給与支払証明書、給与明細書等）<br>提出してください。（外国語で記載されている証明書に<br>ついては、その和訳分の添付もお願いします。） |

### 【2】保育の必要性の認定通知書兼支給認定証の交付

申込書類の提出を受けて、町が「認定」を行います。（詳細は5 保育の必要性の認定を参照）

※「子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」が届いても保育所等の入所が決定したわけではありません。

### 【3】利用調整

入所申込をもとに、町は「利用調整基準」に基づき、公平に入所の順番を調整します。入所は、保育の必要性が高い順に決定されます。

利用希望者数が施設の入受能力を上回り、希望者全員を受入れすることができない場合は、町が定める基準に基づき保育の必要性の高い方から利用を決定しますので、利用調整の結果、希望する保育施設等に入所できない場合もあります。入所できない場合は入所待ちとなりますのでご了承ください。

なお、1人でも多くのお子さんに保育が提供できるように調整を行うため、点数が高い方でも第2希望以降の保育施設等に入所となることがあります。

#### 【4】結果のお知らせ

利用調整の結果を、保護者にお知らせします。町は「子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」の交付とともに、保育施設の入所可の場合は「保育所等入所承諾書」を送付します。入所不可の場合は「保育所等入所・転所保留通知」の送付をします。

入所希望者が施設の定員を超えている場合は、ご希望どおり入所できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。また、定員を超えた場合は、空きが出るまでお待ちいただく場合があります。

#### ※結果のお知らせ時期について※

新規申込（令和6年11月5日～11月29日分）の入所結果のお知らせは令和7年1月末ごろを予定しております。

#### ◆申込取下げについて

申込みを取下げの場合は、速やかにこども支援係までご連絡をいただいた後、「保育所等申込取下書」を提出してください。「保育所等申込取下書」の提出が遅れた場合でも、連絡を受けた時点で利用調整対象から除かれます。また、俱知安町民の方が町内の保育施設等の申込中に町外へ転出された時は「保育所等申込取下書」を提出してください。「保育所等申込取下書」の提出がなかった場合も、転出の事実を職員が確認した場合、その申込は職権で取り下げさせていただきます。

## 5. 保育の必要の認定について

俱知安町に住所があり、集団保育が可能なお子さんで、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当して、保育を必要とする場合です。入所した後も保育が必要な事由が継続している必要があります。また、事由によって入所できる期間が異なりますので、注意してください。

なお、入所確定後、利用開始前に別の事由に変更することはできません。

| 保育が必要な事由 |                       | 認定区分  |          |
|----------|-----------------------|---|----------|
| ①        | 就労                    | 月120時間以上の就労をしている  | 標準時間     |
|          |                       | 月60時間以上、月120時間未満の就労をしている<br>《1日5時間以上、週3日以上就労》   | 短時間      |
| ②        | 妊娠・出産                 | 出産のため保育が困難な状態にある場合《出産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで》（出生日の確認のため、出産後、こども支援係へ申し出てください。） | 標準時間     |
| ③        | 疾病・障がい                | 病気や障がいのため保育が困難な場合   | 標準時間・短時間 |
| ④        | 介護・看護                 | 同居の親族を常時介護・看護している   | 標準時間     |
| ⑤        | 災害復旧                  | 自宅等の災害復旧にあたっている場合   | 標準時間     |
| ⑥        | 求職活動                  | 求職活動により保育が困難な場合 ※1  | 短時間      |
| ⑦        | 就学                    | 学校教育法に基づく学校、就労に必要な職業訓練校及びその他専門学校への就学  | 標準時間・短時間 |
| ⑧        | 虐待・DV                 | 虐待や配偶者等からのDVのおそれがある場合   | 標準時間     |
|          | 育児休業<br>(継続在園(所)児の場合) | 育児休業に係る児童以外の児童が保育施設を利用しており、育児休業期間に保育施設を利用することが必要と認められる期間  | 短時間      |
| ⑨        | その他                   | 町長が必要と認めた場合   | 標準時間・短時間 |

※ 求職活動の利用期間は最長で3ヶ月間となり、期間内に就労されない場合または活動状況の証明書類の提出がない場合は退所となります。

※ 育児休業中からの新規利用はできません。

※ 保育標準時間に該当する場合、保護者の希望により保育短時間を選択することも可能です。  
また、保育短時間に該当する場合で、特例な事情で保育標準時間を希望する場合はこども支援係にご相談ください。

## 6. 保育の必要な事由の確認証明書等一覧

父母それぞれの保育の必要な事由に応じた書類を提出してください。

|   | 保護者の状況                | 必要な書類                                     | 説明  |
|---|-----------------------|---|---|
| ① | 会社等に就労している場合          | 就労証明書                                     | ※単身赴任の方も必要です<br>※保育時間外のみ勤務（夜間のみ）の場合は保育の必要は認められません。<br>※児童の父母が親族経営の企業等で働いている場合、経営者の「自営業・農業申書」と開業届等の「申立内容の証明書類の写しを添付してください。<br>※育児休業明けの入所申込みの場合は、「育児休業」の欄も必ず記入してください。 |
| ② | 自営業や農業を営んでいる場合        | 自営業・農業申立書                                 | ※直近の確定申告書控え又は個人事業の開業・廃業等届出書等の添付が必要<br>※申立書の内容を確認するため、入所決定前・決定後に訪問することがあります。   |
| ③ | 出産予定の場合               | 出産連絡票及び母子手帳の写し<br>（母親の氏名及び出産予定日の記入されたページ） | ※産前：出生予定日の8週間前から<br>※産後：出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで<br>（出生日の確認のため、出産後、こども支援係へ申し出てください。）   |
| ④ | 病気や障がいの場合             | 診断書                                       | ※治療期間の記入が必要です。  |
| ⑤ | 病人を看護・介護の場合           | 診断書、<br>介護看護状況申立書                         | ※治療期間の記入が必要です。  |
| ⑥ | 求職活動中の場合              | 求職申立書                                     | ※申立期間 3ヶ月   |
| ⑦ | 育児休業<br>（継続在園（所）児の場合） | 育児休業期間証明書                                 | 育児休業対象児童の満1歳の誕生月の月末を限度として育児休業終了日まで利用可能です。なお、育児休業に係る子供が保育を利用できない状況にある場合に限り、申請より1歳到達時に1歳6ヶ月まで、1歳6か月到達時に2歳までの延長が可能です。<br>※育児休業中からの新規利用はできません。                          |
| ⑧ | 就学の場合                 | 在学証明書、就労状況等報告書及び時間割等の就学時間が確認できる書類         |   |

※町の様式に記載してください。

※⑥求職活動の事由で入所決定した場合、申出期間は入所日から3ヶ月間となります。

就労先が決定した場合は、①就労証明書又は②自営業申立書等の書類提出が必要です。

※その他、必要に応じて提出書類が追加される場合があります。

## 7. 就労先や就労内容に変更や更新があった場合等、次の場合は町のこども支援係及び利用施設の両方ですみやかに届出をしてください。

- ① 世帯員の退職や育児休業の取得、または病気等の治療により、保育が可能となった場合
- ② 町外へ転出する場合
- ③ 町内転居、氏名変更及び世帯構成に変更があった場合
- ④ 世帯員の勤務先、就労時間や日数等内容に変更があった場合
- ⑤ 保育の必要な事由が変更になった場合（例：就労→求職）

## 8. 退所について

退所することが決まりましたら、町のこども支援係及び利用施設の両方ですみやかに（退所する日の20日前までに）届出をしてください。

※日付を遡っての退所はできません。

※届出がない場合は、届出がなかった期間も保育料をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

## 9. 認定区分の変更手続きについて

【1】認定区分（教育部分（1号）⇔保育部分（2号））の認定変更の手続きについて  
利用施設の承認が必要となります。

### （1）保護者が利用施設へ変更の依頼、及び施設からの承認

保護者が利用施設へ変更の依頼を行い、必ず施設からの承認をもらってください。

↓  
施設の状態により、希望どおり変更できない場合があります。あらかじめご了承ください。

### （2）書類の提出→町こども支援係へ

利用施設より変更の承認を受けたあと、保護者が締切日までに町こども支援係へすべての必要書類を揃えて提出してください。

・1号から2号への変更は保護者の「保育が必要な事由」が必要となり、就労証明書等の提出が必要となります（2号への変更書類は詳細4 「保育所・認定こども園（保育部分）2・3号認定子どもの利用手続きの流れ」参照。）

・2号から1号への変更書類は「子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」

### （3）結果のお知らせ

認定の結果及び、保育料については、利用施設を通して通知いたします。

（原則）

|         | 期日          | 例      |
|---------|-------------|--------|
| 変更適用日   | 毎月1日        | 10月1日  |
| 書類提出締切日 | 適用日の前月15日まで | 9月15日  |
| 保育料の変更  | 申請の翌月分から    | 10月分から |

【2】認定区分（保育必要量）保育標準時間⇔短時間の変更手続きについて

標準時間・短時間の変更は、原則として保護者の「保育が必要な事由」により確定します。変更手続きには、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」及び「保育が必要な事由」の内容確認のため、就労証明書等の書類の提出が必要となります。書類の提出先はこども支援係となります。

（原則）

|         | 期日          | 例      |
|---------|-------------|--------|
| 変更適用日   | 毎月1日        | 10月1日  |
| 書類提出締切日 | 適用日の前月15日まで | 9月15日  |
| 保育料の変更  | 申請の翌月分から    | 10月分から |

## 10. その他注意事項

※保育の実施期間中であっても保育施設等に入所できる基準に該当しなくなった場合には、保育の実施を解除いたします。

※保育施設等への入所申込があった場合でも次のような場合がありますのでご了承ください。

- ・保育施設等へ入所できる基準に該当しないため、入所が認められない場合
- ・希望者が多数いるため、希望する保育施設等に入所できない場合

※心身が虚弱で保育に耐えられないと認められる児童は保育施設等に入所できません。

#### ◆土曜保育について

土曜日に保育施設を利用するには、父母それぞれが土曜日に就労していることがわかる勤務証明書の提出が必要となります。

### 1.1. 保育料算定方法について

入所児童の父母（事実婚を含む）の町民税額（所得割・均等割）の合計とお子さんの令和7年4月1日現在の年齢で決定します。

- ①所得が未申告（無収入を含む）の方は、役場税務課または税務署で申告してください。
- ②海外赴任中や海外から転入された方でも、海外での収入を含む前年中の収入をもとに町民税額を推計し、保育料を算定します。

**※町民税を確認できない場合は、最高額をお支払いいただく場合があります。**

令和7年8月頃に再度保育料を算定し、通知いたします。

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 令和7年4月分から8月分     | 令和6年度町民税額を基に算定します。 |
| 令和7年9月分から令和7年3月分 | 令和7年度町民税額を基に算定します。 |

※入所後、年度途中で年齢が変わっても保育料に変更はありませんが、世帯構成の変更や町民税所得割額の更正などがあった場合、再算定することがあります。（更正がわかった翌月からの適用となります。）

※諸事情で長期欠席の場合でも退所の手続きをしていない場合は、保育料をお支払いいただきます。

## 12. 保育料の軽減について

### 【1】多子軽減

保育所・認定こども園（保育部分）3号認定の場合

①【第3階層から第8階層】保護者が監護し生計を一にする子どもであれば、年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目以降の保育料は無料とします。

②【第9階層から第11階層】小学校就学前の範囲において、幼稚園や保育所を同時に利用している場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料とします。

【2】次に掲げる方についても軽減があります。（階層によっては軽減にならないこともありますが、今後、軽減対象の階層になる場合がありますので、提出は必要です。）

※年度途中から該当になった場合は、該当する手帳や証書の写しを提出してください。（申請のあった月の翌月から該当となります。）また、失効した場合は対象となりませんので、失効した場合も必ず申請をお願いいたします。

#### （1）要保護世帯（母子・父子等）について

①母子・父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯

#### （2）次に掲げる方がいる世帯

① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた方

② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた方

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神保健福祉手帳の交付を受けた方

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

#### ◆離婚調停中等の利用者負担額について

父母が離婚調停や別居等をした場合でも、父母ともに利用者負担額の算定対象となります。

但し、離婚調停中で、次の要件を全て満たす場合については、詳細な世帯状況等を確認した上で、費用負担を外せる場合があります。こども支援係へご相談ください。

要件：1.別居中 2.夫婦で住民票を別にしている

3.配偶者から婚姻費用、生活費、保育料等の支払いがない 4.児童手当を申立人が受給中

## 1.3 俱知安町利用調整基準について

### 俱知安町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整基準

支給認定申請において、特定教育、保育施設や特定地域型保育事業の利用定員を上回る応募があった場合は、町はあらかじめ定めた利用調整基準に基づき、優先順位を設定する。

#### 1. 優先順位の設定方法

保育を必要とする事由やその状況に応じた「基準指数」及びその他の状況に応じた「調整指数」の合計指数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。また、合計指数が同一の場合には、「同一指数時の順位」により優先順位を設定する。

##### (1) 基準指数

- ① 父母の保育を必要とする事由や状況に応じて、それぞれ基準指数を設定し、父母それぞれの基準指数を合算して世帯の基準指数とする。
- ② ひとり親世帯は、当該ひとり親の基準指数に「10」を合算して世帯の基準指数とする。
- ③ 父母がいない場合は、その他の保護者の基準指数で設定する。

##### (2) 調整指数

- ① 保育の代替手段、②世帯の状況、③就労状況、④兄弟・姉妹の状況に応じて加算・減算する。

##### (3) 同一点数時の順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合は、順位表の該当順により判断する。

#### 2. 基準指数表

| 事由(状況)        | 保育を必要とする理由・保護者の就労状況等                       | 基本指数   | 加算           |           |
|---------------|--|--|--------------|-----------|
|               |  |  | 月20日以上の労働    | 月22日以上の労働 |
| 1 労働          | 月あたりの労働時間が160時間以上<br>※ 通勤時間・残業時間含めず        | 60   | +2           | +4        |
|               | 月あたりの労働時間が140時間以上160時間未満<br>※ 通勤時間・残業時間含めず | 50   |              |           |
|               | 月あたりの労働時間が120時間以上140時間未満<br>※ 通勤時間・残業時間含めず | 40   |              |           |
|               | 月あたりの労働時間が100時間以上120時間未満<br>※ 通勤時間・残業時間含めず | 30   |              |           |
|               | 月あたりの労働時間が80時間以上100時間未満<br>※ 通勤時間・残業時間含めず  | 20   |              |           |
|               | 月あたりの労働時間が60時間以上80時間未満<br>※ 通勤時間・残業時間含めず   | 10   |              |           |
| 2 妊娠・出産       | 母が出産又は出産予定日の前後2ヶ月の期間にあり、出産の休養を要する場合        |  | 32           |           |
| 3 保護者の疾病・障がい等 | 疾病等  | 入院又は入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合                                   | 35           |           |
|               |  | 通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合                                    | 30           |           |
|               | 障がい  | 疾病により保育に支障がある場合  | 25           |           |
|               |  | 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が困難な場合               | 25           |           |
| 4 同居親族等の看護・介護 | 障がい  | 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受けていて保育が困難な場合                   | 22           |           |
|               |  | 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けていて保育が困難な場合                                    | 20           |           |
|               |  | 常時看護(介護)が必要であり、月160時間以上の保育が困難である。<br>(1日8時間以上かつ月20日以上完全看護が必要な場合) | 15           |           |
| 5 災害復旧        | 災害復旧                                       | 入院・通院等の付添いのため、月100時間以上の保育が困難である。<br>(1日5時間以上かつ月20日以上付添が必要な場合)    | 13           |           |
|               |  | 入院・通院等の付添いのため、月60時間以上の保育が困難である。<br>(1日5時間以上かつ月12日以上付添が必要な場合)     | 11           |           |
|               |  | 震災、風水害又は火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合                                | 50           |           |
| 6 求職活動        | 求職活動                                       | 求職中(求職活動支援機関等利用証明書あり)  | 10           |           |
|               |  | 求職中  | 5            |           |
| 7 就学          | 職業訓練校、専門学校、大学等に就学している場合                    |  | 「1.労働」の区分を準用 |           |
| 8 虐待・DV       | 児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合        |  | 55           |           |
| 9 その他         | 上記以外で保育を必要とする場合                            |  |              |           |

備考1 父母が複数の事由に該当する場合は、原則として基準指数の高い方を採用する。

2 労働時間には、休憩時間を含むものとする。

3 同居親族等の看護・介護は、介護サービス等が利用できる時間帯を除く。

4 ひとり親世帯(同居者なしのひとり親世帯、離婚及び別居している状態での児童扶養手当認定者)は、当該ひとり親の基準指数に60を加えて得た指数とする。

5 ひとり親に準ずる状態にある世帯(同居者ありのひとり親世帯、離婚を前提とした別居中等)は、当該ひとり親に準ずる状態のある者の基準指数に40を加えて得た指数とする。

6 父母がいない場合は、その他の保護者の基準指数を合算して得た指数をそれぞれの世帯の基準指数とする。

### 3. 調整指数表

| 区 分  | 状 態   | 調整指数     |       |
|--|---|----------|-------|
| 保育の代替手段                                      | 年度中に内定辞退又は取消があった場合（4月の入園・入所のみ、前年度の12月～3月入園・入所の内定辞退・取消を対象として減算）                        | -20      |       |
|  | 育児休業の延長等を目的として利用調整指数上の減算を希望する申請であることが申込書等で確認できた場合 ※3号に限る                              | -100     |       |
|  | 希望する園・所に入園・入所できない場合、認可外保育施設等を利用することが可能である場合   | -30      |       |
|  | 勤務先の保育施設等を利用することが可能である場合 ※3号に限る   | -30      |       |
|  | 児童と同居の祖父母が65歳未満で就労をしていない場合（傷病等で保育できない場合を除く）   | -10      |       |
|  | 65歳未満の祖父母が町内に在住しており就労をしていない場合（傷病等で保育できない場合を除く）  | -8       |       |
|  | 育児休業後、復職時に申し込む場合（いずれかの認可保育施設等に直ちに入所し復職を希望する場合）  | 20       |       |
|  | 育児休業後、復職時に申し込む場合（希望する保育施設等に入所できない場合は、育児休業の延長等が許容できる場合）                                | 10       |       |
| 兄弟姉妹   | 兄弟姉妹に小学生の就学児童あり   | 5        |       |
|  | 兄弟姉妹（多胎児含む）が保育園等を利用中又は申請中の場合  | 8        |       |
|  | 兄弟姉妹に小学校入学前の児童あり（本人含む）<br>※申請書提出時点で誕生している児童のみカウント                                     | 2人       | 2     |
|  |   | 3人       | 3     |
|  |   | 4人～（ ）   | 4～（ ） |
|  | 兄弟姉妹が同時に申込みをする場合  | 1        |       |
| 育児休業取得と同時に一時退園した児童と出生児が共に育児休業明けに入園・入所を希望する場合 | 50  |          |       |
| 世帯状況   | 現年度分、過年度分で保育料等の滞納月が2か月分の場合 （注）  | -30      |       |
|  | 現年度分、過年度分で保育料等の滞納月が3か月分以上の場合 （注）  | 滞納月分×-20 |       |
|  | 単身赴任中   | 3        |       |
|  | 生計を維持する者の自己都合によらない失業により就労の必要性が高い場合  | 5        |       |
|  | ひとり親世帯である場合   | 20       |       |
|  | ひとり親世帯であって、かつ求職中である場合   | 25       |       |
|  | 社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合  | 15       |       |
|  | 生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合   | 3        |       |
| 精神又は身体に障がい有している同居親族がいる世帯                     | 1   |          |       |
| 保育士等資格保有者                                    | 保育士等資格保有者が町内の認可保育所等で保育業務に従事する場合（倶知安町が指定する様式により1年以上同じ保育施設等での勤務を申し、新規に申込みする場合のみ） ※転園を除く | 20       |       |
| 転所   | 認可保育所で3歳クラスに達するため認定こども園へ転所しなければならない場合   | 5        |       |

（注）指数の減点については、入所審査時点の申込児童本人及び在園（所）している、若しくは転園した兄弟姉妹の転園前の収納 状況により行う。

### 4. 同一点数時の順位表

| 順位 | 内 容                  |
|----|----------------------|
| 1  | 倶知安町民である。（転入予定者を含む）  |
| 2  | 同居者なしのひとり親世帯又は生活保護世帯 |
| 3  | 前年待機児童だった場合          |
| 4  | 基準指数が高い順             |
| 5  | 世帯の状況から総合的に判断        |

#### 14. ①保育所・認定こども園（保育部分）3号認定の保育料

※国の動向により改定される可能性あり

※3歳～5歳の子ども（2号認定）については、令和元年10月1日から、「幼児教育・保育無償化」により保育料は0円となります。

| 各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分 |                         | 保育料（月額）            |                    |
|-------------------------|-------------------------|--------------------|--------------------|
|                         |                         | 0～2歳の子ども（3号認定）     |                    |
| 階層区分                    | 世帯区分                    | 保育標準時間             | 保育短時間              |
| 第1階層                    | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） | 0                  | 0                  |
| 第2階層                    | 市町村民税非課税世帯              | 0                  | 0                  |
| 第3階層                    | 市町村民税所得割課税額48,600円未満    | 11,700<br>( 0 )    | 11,500<br>( 0 )    |
| 第4階層                    | 市町村民税所得割課税額67,000円未満    | 16,800<br>( 0 )    | 16,500<br>( 0 )    |
| 第5階層                    | 市町村民税所得割課税額87,000円未満    | 21,900<br>( 0 )    | 21,500<br>( 0 )    |
| 第6階層                    | 市町村民税所得割課税額97,000円未満    | 27,000<br>( 0 )    | 26,500<br>( 0 )    |
| 第7階層                    | 市町村民税所得割課税額133,000円未満   | 33,500<br>( 0 )    | 32,900<br>( 0 )    |
| 第8階層                    | 市町村民税所得割課税額169,000円未満   | 40,000<br>( 0 )    | 39,300<br>( 0 )    |
| 第9階層                    | 市町村民税所得割課税額301,000円未満   | 54,900<br>(27,450) | 53,900<br>(26,950) |
| 第10階層                   | 市町村民税所得割課税額397,000円未満   | 72,000<br>(36,000) | 70,700<br>(35,350) |
| 第11階層                   | 市町村民税所得割課税額397,000円以上   |                    |                    |

※階層区分を決定する市町村民税額は、原則として児童の父母の税額を合算した金額です。

#### 【多子世帯の軽減】

①第3階層から第8階層については、保護者が監護し生計を一にする子どもであれば、年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目以降の保育料は0円となります。

②第9階層から第11階層については、小学校就学前の範囲内において、幼稚園や保育所を同時に利用している場合、最年長の子どもから順に第2子目は下段（ ）の保育料、第3子目以降については0円となります。

**②保育所・認定こども園（保育部分）3号認定 要保護世帯（母子・父子世帯）等に係る保育料**

| 階層区分 |               | 保育料（ ）は2子目の金額  |                |
|------|---------------|----------------|----------------|
| 区分   | 市町村民税<br>所得割額 | 0～2歳の子ども（3号認定） |                |
|      |               | 保育標準時間         | 保育短時間          |
| 1    | 生活保護世帯        | 0円             | 0円             |
| 2    | 非課税世帯         | 0円             | 0円             |
| 3    | 48,600円未満     | 5,500円<br>(0円) | 5,400円<br>(0円) |
| 4    | 67,000円未満     | 8,400円<br>(0円) | 8,250円<br>(0円) |
| 5    | 77,101円未満     | 9,000円<br>(0円) | 9,000円<br>(0円) |

・世帯の年収が約360万円（市町村民税所得割額77,101円）未満であり、要保護世帯（母子・父子世帯）等に該当し、保護者と生計を一にする子どもがいる場合（※）、最年長の子どもから順に2子目以降は無料となります。

※ 別居している場合でも、生活費や学資金等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合には「生計を一にする」ものとなります。

・上記の階層区分以上の市町村民税所得割額の方については、①の保育料表での計算となります。

## 15. 年度途中入所について

### 【1】申請の流れ

年度途中入所とは …… 4月2日以降に保育施設等に入所することを指します。

#### ①利用申請

■申請受付期間 …… 入所希望月の前月1日まで（1日が閉庁日であれば翌開庁日まで）  
※入所希望月とは、**ならし保育期間を含みます。**

（例：6月1日から入所を希望し、その1週間前の5月25日から、ならし保育利用される場合は4月1日までに書類の提出が必要です。）

■受付場所 …… 俱知安町こども未来課こども支援係

■提出書類 …… 詳細は2ページをご確認ください。

### 《途中入所受付スケジュール（イメージ図）》

| 入所希望月              | 受付開始 | 受付締切 | 結果通知                 |
|--------------------|------|------|----------------------|
| 4月<br>(4/2以降入園の場合) | 2月2日 | 3月1日 | 各月15日を目処に結果をお知らせします。 |
| 5月                 | 3月2日 | 4月1日 |                      |
| 6月                 | 4月2日 | 5月1日 |                      |
| 7月                 | 5月2日 | 6月1日 |                      |
| 以下同様のスケジュールを予定     |      |      |                      |

#### ②利用調整（入所選考） ※詳細は9ページをご確認ください

受入れ可能な人数を超える申込みがあった場合は、町が定める基準に基づき保育の必要性の高い方から利用を決定しますので、利用調整の結果、保育施設等に入所できない場合があります。

#### ③結果通知

利用調整の結果を、保護者にお知らせします。町は「子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」の交付とともに、保育施設の入所可の場合は「保育所等入所承諾書」を送付します。

入所不可の場合は「保育所等入所・転所保留通知」の送付をします。

#### ④入園施設との面談等

入所が決定した施設と利用に係る面談等を行い、最終的な利用開始日を調整します。

### 【2】年度途中入所の方の「ならし保育」について

保育所施設への入所後、環境の変化によるお子さんへの負担軽減のため、入所後しばらくの間は、通常の保育時間よりも短時間（お昼頃まで）でのお預かりとなる「ならし保育」が必要です。期間は1週間程度ですが、お子さんの状態やご家庭の状況、入所する施設の方針などにより異なります。新規就労の場合や育児休業明けの場合は就労開始前に入所して「ならし保育」を行うことが可能です。（上限あり）。詳しくは、こども支援係までお問い合わせください。

※4月1日以前のならし保育については利用できません。（年度をまたぐ利用はできません）

## 16. 認定こども園（教育部分）1号認定子どもの利用手続きの流れ

【1】入園願書の提出→認定こども園へ直接提出

【2】入園選考（施設により面接など行います）

【3】入園内定

| 入所申請に必要な書類                   | 対象  | 備考  |
|------------------------------|---|---|
| ① 子どものための教育・保育<br>給付認定申請書    | 全員必要                                      | 保育が必要な事由に応じて、「認定」を行うための申請書です。   |
| ② 副食費徴収免除対象者を決定<br>する資料となる書類 | 令和6年1月1日<br>俱知安町に住民票が<br>なかった方            | 前住所地の「令和6年度市町村民税課税（非課税）<br>明書」「令和6年度市町村民税特別徴収税額通知書」<br>「令和6年度市町村民税納税通知書」等の課税<br>（非課税）のわかる書類の提出をお願いします。  |
|                              | 令和6年度住民税<br>が未申告の方                        | 令和6年1月1日時点で住民登録があった市町<br>村へ申告をしてください。   |
|                              | 令和6年1月1日<br>海外赴任等のため<br>日本に住民票がな<br>かった場合 | 海外からの所得のみの方で、申告義務のない方は<br>海外での所得を推定できる資料等により、市町村<br>民税相当額を推計するなどして算定します。<br>「海外所得にかかる証明書兼申立書」及び令和5年<br>1月から令和5年12月迄の国外・国内での収入<br>が分かる書類を（例：会社発行の給与支払証明書給<br>与明細書等）提出してください。<br>（外国語で記載されている証明書については、そ<br>の和訳分の添付もお願いします。） |
|                              | 上記の書類が確認<br>できない場合                        | 副食費徴収免除対象者の該当にはなりません。   |

【4】支給認定証の交付・施設と利用契約

## 17. 認定こども園（教育部分）1号認定保育料及び副食費について

※国の動向により改定される可能性あり

- 令和元年10月1日から、幼児教育・保育無償化に伴い1号認定保育料については0円となります。
- 給食費については主食費の他に副食費も実費徴収の対象となります。
- 金額については各施設により異なりますので、P15ページからの施設の紹介の部分でご確認ください

### ※副食費徴収免除対象者

- 同一世帯員の市町村民税所得割額の合計が77,101円未満の場合は、副食費徴収免除対象者となります。

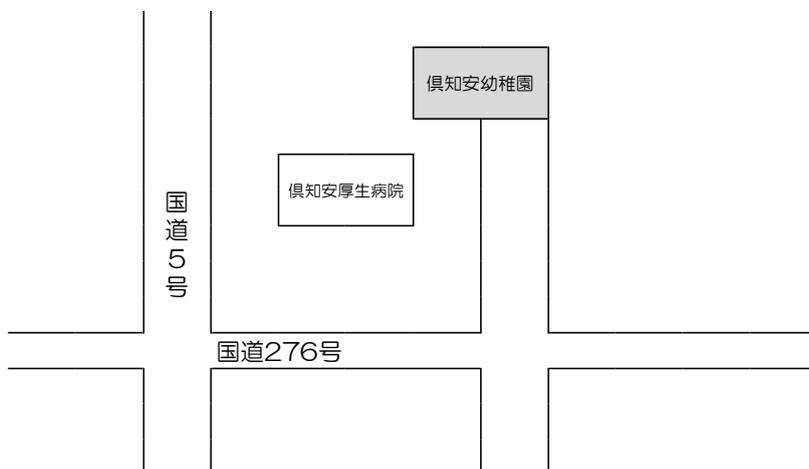
## 18. 保育施設等の紹介

### (保育所)

|               |  |        |  |    |
|---------------|--|--------|--|----|
| 施設種別          | 保育所  |        |  |    |
| 施設名           | 倶知安町立くっちゃん保育所ぬくぬく                                    | 設置者    | 倶知安町   |    |
| 住所            | 倶知安町南3条東5丁目6番地14                                     | 連絡先    | 0136-55-8080   |    |
| 開所日           | 月曜から土曜   |        | <a href="mailto:nuku2@town.kutchan.lg.jp">nuku2@town.kutchan.lg.jp</a> |    |
| 対象受入年齢        | 0歳（入所児生後6ヶ月）～2歳（3歳以上については原則認定こども園へ）                  |        |  |    |
| 開所時間          | 保育標準時間 8：00～18：00<br>保育短時間 9：00～17：00                |        |  |    |
| 休園日           | 日曜、祝日、年末年始（12月31日～1月5日まで）及び天候、その他運営上必要と認めた場合休所となります。 |        |  |    |
| 一日の過ごし方       |  | 年間行事   |  |    |
| 8:00          | 登園   | 4月     |  |    |
| 9:00          | クラス別活動   | 5月     | 保育懇談会  |    |
| 11:00         | 昼食準備、昼食  | 6月     | 健康診断・保育参観日   |    |
| 12:30         | 着替え・お昼寝  | 7月     | 歯科検診・フッ素塗布   |    |
| 14:30         | 起床   | 8月     | 七夕の集い  |    |
| 15:00         | おやつ  | 9月     | 遠足   |    |
| 15:30         | 自由遊び・お迎え   | 10月    | 十五夜の集い・保育参観日   |    |
| 18:00         | 保育終了   | 11月    | 保育懇談会  |    |
| 利用定員          |  | 12月    | クリスマスの集い・もちつき・健康診断   |    |
| 1号            |  | 1月     | 歯科検診・フッ素塗布・保育参観日   |    |
| 2号            |  | 2月     | 節分の集い  |    |
| 3号            | 126名（0歳児24名・1歳児48名・2歳児54名）                           | 3月     | ひな祭りの集い・進級を祝う会（2歳児）  |    |
| 諸費            |  | 1号     | 2号   | 3号 |
|               | 教材費  | -      | -  | -  |
|               | 施設維持費  | -      | -  | -  |
|               | バス利用料  | -      | -  | -  |
|               | 副食費  | -      | 4,500円/月   | -  |
|               | 主食代  | -      | 600円/月   | -  |
|               | 絵本代  | -      | -  | -  |
|               | 父母会代 <small>※父母会総会で決定</small>                        | -      | -  | -  |
| スポーツ振興センター保険料 | -  | 210円/年 | 210円/年   |    |
|               |  |        |  |    |

(幼保連携型認定こども園)

|         |   |              |  |             |
|---------|---|--------------|--|-------------|
| 施設種別    | 幼保連携型認定こども園   |              |  |             |
| 施設名     | 倶知安幼稚園  | 設置者          | 学校法人 倶知安龍谷学園 倶知安幼稚園  |             |
| 住所      | 倶知安町北5条東2丁目3-2  | 連絡先          | TEL:0136-22-1354   |             |
| 開所日     | 月曜から土曜  |              | <a href="mailto:info@kutchankg.com">info@kutchankg.com</a> |             |
| 対象受入年齢  | 0歳(入所児生後6ヶ月)～6歳(小学校就学前まで)   |              |  |             |
| 開所時間    | 保育標準時間 7:30～18:30<br>保育短時間 9:00～17:00   |              |  |             |
| 休園日     | 日曜、祝日、年末年始(12月31日～1月5日まで)、3月31日、及びその他運営上必要と認めた場合休園となります。(冬期間は暴風雪の状況により休園となる場合があります。)                        |              |  |             |
| 一日の過ごし方 |   | 年間行事         |  |             |
| 7:30    | 登園  | 4月           | 入園式・個人面談   |             |
| 9:00    | クラス活動   | 5月           | 花まつり   |             |
| 11:30   | 昼食準備、昼食   | 6月           | 畑づくり   |             |
| 13:00   | 自由遊び  | 7月           | 七夕・お泊り会  |             |
| 14:00   | 1号認定降園  | 8月           | プール遊び  |             |
|         | 2号・3号・預かり保育開始   | 9月           | 運動会・収穫   |             |
| 15:00   | おやつ   | 10月          | 個人面談   |             |
| 18:30   | 預かり終了   | 11月          | 報恩講  |             |
| 利用定員    |   | 12月          | 発表会・もちつき・観劇会   |             |
| 1号      | 60名(3歳児20名・4歳児20名・5歳児20名)   | 1月           | ゆきんこの集い  |             |
| 2号      | 120名(3歳児40名・4歳児40名・5歳児40名)  | 2月           | 参観日  |             |
| 3号      | 30名(0歳児6名・1歳児12名・2歳児12名)  | 3月           | お別れ会・卒園式   |             |
| 諸費      |   | 1号           | 2号   | 3号          |
|         | 教材費   | 3,000円/年     | 3,000円/年   | -           |
|         | 施設維持費   | 12,000円/年    | 12,000円/年  | -           |
|         | バス利用料   | 200円×月運行回数   | ※基本的に利用できない  | ※基本的に利用できない |
|         | 副食費   | 220円×月毎の給食回数 | 300円×月毎の給食回数<br>(おやつ代込み)                                   | -           |
|         | 主食代   | 80円×月毎の給食回数  | 80円×月毎の給食回数  | -           |
|         | 絵本代   | 460円/月       | 460円/月   | -           |
|         | 父母会費 ※父母会総会で決定  | 300円程度/月     | 300円程度/月   | -           |
| 預かり     | 平日17時半まで430円/日<br>平日18時半まで延長+100円<br>早朝+100円<br>長期休み7時半から18時半まで800円/日<br>+給食費380円<br>突発利用880円(おやつ代込み・お弁当待参) |              |  |             |



(幼稚園型認定こども園)

|         |   |            |  |    |
|---------|---|------------|--|----|
| 施設種別    | 幼稚園型認定こども園  |            |  |    |
| 施設名     | 認定こども園 倶知安藤幼稚園  | 設置者        | 学校法人 北海道カトリック学園  |    |
| 住所      | 倶知安町北4条西1丁目11-1   | 連絡先        | TEL: 0136-22-1733  |    |
| 開所日     | 月曜から土曜 (土曜は2号利用者のみ)   |            | <a href="mailto:ku-fujii@crux.ocn.ne.jp">ku-fujii@crux.ocn.ne.jp</a> |    |
| 対象受入年齢  | 満3歳～6歳 (小学校就学前まで)   |            |  |    |
| 開所時間    | 保育標準時間 8:00～18:00<br>保育短時間 9:00～17:00   |            |  |    |
| 休園日     | 日曜、祝日、年末年始 (12月31日～1月5日まで) 及びその他運営上必要と認めた場合休園となります。(冬期間は暴風雪の状況により休園となる場合があります。)                                 |            |  |    |
| 一日の過ごし方 |   | 年間行事       |  |    |
| 8:30    | 登園  | 4月         | 入園式・保護者会   |    |
| 10:00   | クラスまたは異年齢活動   | 5月         | 種蒔き・クラス参観①・歯科検診  |    |
| 12:00   | 昼食準備、昼食   | 6月         | 内科検診①・徒歩遠足   |    |
| 13:00   | 自由遊び  | 7月         | 土曜参観日・七夕の集い・登山ピクニック・年長お楽しみ会  |    |
| 14:00   | 1号認定降園  | 8月         | プール遊び  |    |
| 14:00   | 預かり保育開始   | 9月         | 運動会・収穫感謝祭  |    |
| 18:00   | 預かり保育終了   | 10月        | 内科検診②・クラス参観②・七五三の祝福式   |    |
|         |   | 11月        | お店屋さん・勤労感謝   |    |
| 利用定員    |   | 12月        | 待降節・クリスマスお祝い会・クリスマス会・餅つき   |    |
| 1号      | 60名 (3歳児20名・4歳児20名・5歳児20名)  | 1月         | 雪遊び・入園説明会  |    |
| 2号      | 30名 (3歳児10名・4歳児10名・5歳児10名)  | 2月         | 豆まき・クラス参観③・ふじオリンピック・保護者会・卒園感謝の集い                                     |    |
| 3号      | -   | 3月         | お別れ会・一日入園・卒園式  |    |
| 諸費      |   | 1号         | 2号   | 3号 |
|         | 教材費   | 5,410円/入園時 | 5,410円程度/入園時   | -  |
|         | 制成品代  | 7,200円/入園時 | 7,200円程度/入園時   | -  |
|         | 施設維持費   | -          | -  | -  |
|         | バス利用料   | 3,000円/月   | ※基本的に利用できない  | -  |
|         | 副食費   | 3,500円/月   | 4,500円/月   | -  |
|         | 主食代   | 1,000円/月   | 1,000円/月   | -  |
|         | 絵本代   | 460円/月     | 460円/月   | -  |
| 預かり     | 平日17時まで300円/日<br>平日18時まで延長+100円<br>早朝+100円<br>午前保育時14時まで200円<br>夏・冬休み14時まで400円/日<br>17時まで利用700円<br>18時まで延長+100円 |            |  |    |

藤幼稚園

倶知安厚生病院

国道5号

国道276号

(幼稚園型認定こども園)

|   |  |            |  |    |
|---|--|------------|--|----|
| 施設種別  | 幼稚園型認定こども園   |            |  |    |
| 施設名   | 倶知安めぐみ幼稚園  | 設置者        | 学校法人 北海道キリスト教学園 倶知安めぐみ幼稚園  |    |
| 住所  | 倶知安町南4条西2丁目  | 連絡先        | TEL: 0136-22-1276  |    |
| 開所日   | 月曜から土曜   |            | <a href="mailto:bz035857@bz03.plala.or.jp">bz035857@bz03.plala.or.jp</a> |    |
| 対象受入年齢  | 3歳～6歳 (小学校就学前まで)   |            |  |    |
| 開所時間  | 保育標準時間 8:00～18:00<br>保育短時間 9:00～17:00  |            |  |    |
| 休園日   | 年末年始8日間程度、お盆6日間程度連続で休みます。土日の関係でカレンダーによって変動します。   |            |  |    |
| 一日の過ごし方   |  | 年間行事       |  |    |
| 8:45  | 登園   | 4月         | 入園式  |    |
| 10:00   | クラス活動  | 5月         | 健診   |    |
| 11:30   | 昼食準備、昼食  | 6月         | 親子遠足   |    |
| 13:00   | 自由遊び   | 7月         | 年長児スペシャルデイ   |    |
| 14:30   | 1号認定降園   | 8月         | 遠足   |    |
| 14:30   | 預かり保育開始  | 9月         | 運動会  |    |
| 18:00   | 預かり終了  | 10月        | めぐみ祭り  |    |
|   |  | 11月        | 収穫感謝祭・お店屋さんごっこ・おもちつき   |    |
| 利用定員  |  | 12月        | クリスマス  |    |
| 1号  | 35名 (3歳児11名・4歳児12名・5歳児12名)   | 1月         | 雪中運動会  |    |
| 2号  | 30名 (3歳児10名・4歳児10名・5歳児10名)   | 2月         | 豆まき・新入園児招く会・発表会  |    |
| 3号  | -  | 3月         | 卒園式  |    |
| 諸費  |  | 1号         | 2号   | 3号 |
|   | 教材費 (学用品)  | 8,300円/入園時 | 8,300円/入園時   | -  |
|   | 施設維持費  | -          | -  | -  |
|   | バス利用料  | 3,600円/月   | ※基本的に利用できない  | -  |
|   | 副食費  | 3,800円/月   | 7,000円/月   | -  |
|   | 主食代  | 1,300円/月   | 1,900円/月   | -  |
|   | 絵本代  | 440円/月     | 440円/月   | -  |
|   | 父母会代   | 500円/月     | 500円/月   | -  |
| 預かり   | 平日5時まで300円/日<br>平日6時まで延長+100円<br>春・夏・冬休み9～3時まで600円/日<br>延長1時間ごと+100円(6時まで)<br>朝8～9時までプラス100円 |            | -  | -  |
| <p>The site map shows the following locations:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>めぐみ幼稚園 (Meekimi Kindergarten) - Central location</li> <li>ふもとの宿 (Fumoto's Inn) - Located south of the kindergarten</li> <li>第一会館 駐車場 (First Hall Parking Lot) - Located east of the kindergarten</li> <li>第一会館 (First Hall) - Located south of the parking lot</li> </ul> |  |            |  |    |

【資料】認定こども園の状況について

R6.10.1時点

|            | 倶知安幼稚園  | 藤幼稚園   | めぐみ幼稚園  |
|------------|---|--|---|
| ①利用定員      | 0歳 3号 6人<br>1歳 3号 12人<br>2歳 3号 12人<br>3号(0～2歳保育)<br>3歳 1号 20人<br>2号(3～5歳保育)<br>2号 35人<br>1号(3～5歳教育)<br>4歳 1号 15人<br>2号 35人<br>5歳 1号 15人<br>2号 35人 | 満3歳 1号 若干名<br>3歳 1号 20人<br>2号 10人<br>4歳 1号 20人<br>2号 10人<br>5歳 1号 20人<br>2号 10人                        | 3歳 1号 11人<br>2号 10人<br>4歳 1号 12人<br>2号 10人<br>5歳 1号 12人<br>2号 10人                                 |
| ②クラス編成について | 1号2号は混合の年齢別クラス<br>3号は年齢別クラス   | 1号2号混合で、縦割りクラス(満3歳～5歳児混合)と横割りクラス(年齢別)の併用。  | 1号2号混合クラスです。4歳児、5歳児は各30人定員1クラスずつ。3歳児は15人定員2クラス。   |
| ③一日の過ごし方   | 7:30～ 登園<br>9:00 クラス活動<br>11:30 昼食準備、昼食<br>12:30 自由遊び<br>14:00 1号認定降園<br>2号・3号・<br>預かり保育開始<br>15:00 おやつ<br>～18:30 預かり終了                           | 8:30～ 登園<br>10:00 クラス又は異年齢活動<br>12:00 昼食準備、昼食<br>13:00 自由遊び<br>14:00 1号認定降園<br>預かり保育開始<br>～18:00 預かり終了 | 8:45～ 登園<br>10:00 クラス活動<br>11:30 昼食準備、昼食<br>13:00 自由遊び<br>14:30 1号認定降園<br>預かり保育開始<br>～18:00 預かり終了 |
| ④土曜保育について  | 2号3号のみ受入。<br>開園時間 7:30～18:30  | 2号のみ受入れ。<br>開園時間 8:00～18:00  | 令和5年度より<br>2号のみ受け入れ<br>開園時間 8:00～18:00  |
| ⑤年末年始の閉園期間 | 12月31日～1月5日   | 12月31日～1月5日  | 年末年始8日間程度、お盆6日間程度連続で休みます。土日の関係でカレンダーによって変動します。  |

|  |     | 俱知安幼稚園   | 藤幼稚園  | めぐみ幼稚園   |
|--|-----|--|---|--|
| ⑥【2・3号のみ】<br>父母の仕事がお休みの<br>ときの預かりについて                            |     | 9時～14時は教育時間<br>のためお預かりします。<br>用事があるときは要相談  | 8時半～14時は教育時<br>間のためお預かりしま<br>す。用事があるときは要<br>相談                      | おおむね2時半まで想定<br>しています。用事があると<br>きは、要相談。   |
| ⑦給食について  |     | 全給食<br>1号：主食80円+副食220円<br>×月毎の給食日数<br>2号：主食80円+副食300円<br>×月毎の給食日数  | 全給食（外部搬入）<br>1号：主食月1,000円<br>副食月3,500円<br>2号：主食月1,000円<br>副食月4,500円 | 全給食<br>1号：主食月1,300円<br>副食月3,800円<br>2号：主食月1,900円<br>副食月7,000円                        |
| ⑧実費徴収(1・2号)<br>について（年間行事、<br>給食代以外）                              |     | 教材費 3,000円/年<br>施設維持費 12,000円/年<br>絵本代 460円/月<br>父母会費 300円程度/月   | 教材費 5,410円/入園時<br>制定品代 7,200円/入園時<br>絵本代 460円/月<br>制定品等の譲り受け可       | 教材費 8,300円/入園時<br>絵本代 440円/月<br>父母会代 500/月   |
| ※令和6年10月時点での金額のため、令和7年度については若干変更になる場合<br>があります。                  |     |  |   |  |
| ⑨行事における1号<br>2号・3号の違いにつ<br>いて<br>また、2・3号の保護<br>者の行事のお手伝い<br>について |     | 行事について、1号2号<br>同じく、内容は現行と変<br>りません。<br>2号の保護者には当日の<br>お手伝いをお願いするよ<br>うに配慮します。<br>3号は運動会が合同、そ<br>の他、親子で楽しめる行<br>事を予定。 | 行事では、基本的に1号<br>2号同じように実施・参<br>加。                                    | 1号2号分け隔てなく同<br>じ扱い。<br>行事等は、親子で楽しめ<br>るように工夫します。<br>お手伝いをお願いする<br>行事は、その都度募集し<br>ます。 |
| ⑩年間行事  | 4月  | 入園式・個人面談   | 入園式・保護者会  | 入園式  |
|  | 5月  | 花まつり   | 豆まき・クラス参観①・歯科検診   | 健診   |
|  | 6月  | 畑づくり   | 内科検診①・徒歩遠足  | 親子遠足   |
|  | 7月  | 七夕・お泊り会  | 土曜参観日・七夕の集い・登山<br>ピクニック・年長お楽しみ会                                     | 年長児スペシャルデイ   |
|  | 8月  | プール遊び  | プール遊び   | 遠足・プール遊び   |
|  | 9月  | 運動会・収穫   | 運動会・収穫感謝祭   | 運動会  |
|  | 10月 | 個人面談   | 内科検診②・クラス参観②・七五三  | めぐみ祭り  |
|  | 11月 | 報恩講  | お店屋さん・勤労感謝  | 収穫感謝祭・お店屋さん・お餅つき   |
|  | 12月 | 発表会・もちつき・観劇会   | 待降節・クリスマスお祝い会・クリスマス会・餅つき  | クリスマス  |
|  | 1月  | ゆきんこの集い  | 雪遊び・入園説明会   | 雪中運動会  |
|  | 2月  | 参観日  | 豆まき・クラス参観③・ふじオリッピ<br>ク・保護者会・卒園感謝の集い                                 | 豆まき・新入園児招く会・発表会  |
|  | 3月  | お別れ会・卒園式   | お別れ会・一日入園・卒園式   | 卒園式  |

|                    | 倶知安幼稚園  | 藤幼稚園  | めぐみ幼稚園  |
|--------------------|---|---|---|
| ⑪2・3号の行事等の振替休日について | 2・3号の振替休日はありません。  | 行事の振替休日について1号はあるが、基本的に2号はない。  | 行事の振替休日について1号はあるが、基本的に2号はない。  |
| ⑫お昼寝について           | 0才1才2才は必ず3才は必要のあるお子さん   | 16時以降利用の年少児で希望者のみ   | 特になし  |
| ⑬感染症の流行による閉園について   | 伝染病予防上必要があるときは、臨時に休業する場合があります。  | 伝染病予防上必要があるときは、臨時に休業する場合があります。  | 伝染病予防上必要があるときは、臨時に休業する場合があります。  |
| ⑭教育（保育）目標          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・あかるく、のびのびした仏の子どもをはぐくもう</li> <li>・みほとけさまを拝む子</li> <li>・ありがとう、ごめんなさいと素直に言える子</li> <li>・お話をよく聞ける子</li> <li>・お友達と仲良くできる子</li> </ul> | <p>キリストの教えに基づき、幼児一人ひとりを大切にし、愛する心を育てます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1,自分と同じように他者を愛する子ども</li> <li>2,自立する子ども</li> <li>3,明るく生き生きと生活する子ども</li> <li>4,平和を愛する子ども</li> </ol> | <p>キリスト教の精神に基づいて、神と人とを愛し、自由と責任のある人格を育てます。与えられた生命の尊さを知り、感謝して人々と共に生きる喜びを知り、新しい世界を造り出す力を養います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)頑張る子ども</li> <li>(2)意欲のある子ども</li> <li>(3)思いやりのある子ども</li> <li>(4)喜びのある子ども</li> </ol> |

|  |  |
|--|--|
| <p>⑫ くっちゃん保育所<br/>ぬくぬくでの幼稚園<br/>バス利用について</p> | <p>くっちゃん保育所ぬくぬくから、利用する認定こども園まで、朝の通園時のみ幼稚園バスをご利用いただけます。<br/>(兄弟で異なる保育施設を利用する保護者の送迎の負担を軽減するため)<br/>※ご利用には事前の申し込みが必要となります。</p> <p><u>①対象者</u> (1)(2) すべてに該当する方<br/> (1) 令和7年4月からくっちゃん保育所ぬくぬく0～2歳児クラスに弟妹が入所していること。<br/> (2) 認定こども園利用児童の認定区分が保育認定(2号)であること。<br/> ※教育認定(1号)利用者は幼稚園バスを利用できるので不可。</p> <p><u>②利用の流れ</u><br/> 兄弟同時にくっちゃん保育所ぬくぬくへ登所<br/> ↓<br/> 子育て支援センターで幼稚園バスが来るまで、職員がバス利用児童を預かります。<br/> 各幼稚園のバスは、8時45分から9時15分の間にくっちゃん保育所ぬくぬくへお迎えにくる予定。<br/> 幼稚園バスに乗って認定こども園へ登園。</p> <p><u>③料金について</u> 実費 倶知安幼稚園 100円×月運行回数<br/> 藤幼稚園 1,500円/月<br/> めぐみ幼稚園 1,900円/月</p> <p>※令和6年度くっちゃん保育所ぬくぬくの2歳児クラスに所属し、令和7年度認定こども園に転所された方は補助あり。</p> <p><u>④その他</u><br/> (1) 帰りのバス利用はできません。<br/> (2) 利用は任意、保護者が送迎可能であれば個別に対応いたします。<br/> (3) 幼稚園バスを利用していますので、園都合により利用できない場合があります。<br/> 例：夏・冬休みや行事等の振替休日・土曜日にバス利用はできません。</p> |
|--|--|

# 19.参考資料

## 【令和7年度以降の年齢別入所施設】

